

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	37 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	35 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	17 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月及び同年4月

私の年金手帳には、昭和56年3月22日に任意加入被保険者として国民年金の資格を取得し、同年5月9日に国民年金被保険者資格を喪失したとの記録が書いてあるにもかかわらず、ねんきん特別便には当該期間は未加入とされており、納得できない。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間の保険料を納付したと思うので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、かつ、申立人は国民年金加入期間において、保険料の未納は無いなど、保険料の納付意識は高いと考えられる。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）、オンライン記録及びA市の記録によれば、申立人は昭和56年3月22日に夫の厚生年金保険被保険者資格の取得に伴い国民年金被保険者資格を喪失した後、再度、国民年金被保険者資格を取得したのは、61年4月1日（第3号被保険者）であり、申立期間は国民年金未加入期間とされているが、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、56年3月22日に強制加入被保険者資格を喪失、同日任意加入被保険者として国民年金被保険者資格を取得し、同年5月9日に当該被保険者資格を喪失した旨が記載され、同市の押印があることが確認でき、申立期間は未加入期間ではなく国民年金の任意加入期間とされており、行政側の記録に齟齬がみられる。

さらに、申立期間の保険料については、保険料の納付意識が高いと考えられ

る申立人が、短期間である当該期間の保険料を納付していなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から同年9月まで

私は、厚生年金保険をやめた時は国民年金に加入するのが当然と思っていた。ところが、ねんきん特別便が届き、婚姻（昭和40年6月）から41年9月までの期間が国民年金の加入漏れになっていることを知った。そこで、所持していた国民年金手帳を確認したところ、同年1月から同年9月までの国民年金保険料を43年2月8日に納付したことを示す「国民年金保険料現金領収証書」が添付してあった。申立期間の保険料を納付していたことは事実なので、保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、かつ、申立期間を除く国民年金加入期間において、保険料の未納は無い。

また、申立人が所持する国民年金保険料現金領収証書を見ると、申立期間の国民年金保険料（900円）が昭和43年2月8日にA社会保険事務所（当時）で過年度納付されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録等によると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、昭和38年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、その後、41年10月31日に再び任意加入被保険者として資格取得したとされている。しかしながら、前述のとおり、申立人が所持する国民年金保険料現金領収証書によると、A社会保険事務所の職員が申立期間の保険料を過年度保険料として43年2月8日に現金徴収していることから、申立期間については当時、国民年金加入期間として取り扱われていたものとみられる上、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録では、この過年度納付された申立期間の保険料が還付された記録は見当たらず、別の期間の保険料に充当された記録も見当たらないことから、行政側の申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格及び納付記録が誤って管理されていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和61年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和61年9月1日にA社B支店からグループ会社のC社に転勤した。グループ会社間の異動で、継続して勤務し、保険料も控除されていたが、同年8月の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書、人事記録及びC社総務担当の回答、並びに雇用保険の記録により、申立人がA社及びグループ会社のC社に継続して勤務し（昭和61年9月1日にA社B支店からC社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和61年7月の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和61年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案 4517～4527（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成19年7月20日の標準賞与額を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年7月20日

私の賞与から控除された厚生年金保険料が、年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、平成19年7月20日において、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件11件（別添一覧表参照）

## 別紙【厚年あっせん一覧表】

項番	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額
						平成19年7月20日
						標準賞与額
4517			男	昭和31年生		62万 8,000円
4518			女	昭和17年生		73万 4,000円
4519			男	昭和30年生		121万 7,000円
4520			男	昭和39年生		95万 9,000円
4521			男	昭和29年生		70万 2,000円
4522			男	昭和47年生		64万 9,000円
4523			男	昭和32年生		120万 円
4524			女	昭和43年生		85万 1,000円
4525			男	昭和24年生		49万 円
4526			男	昭和46年生		107万 9,000円
4527			男	昭和53年生		100万 円

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成19年7月20日の標準賞与額を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年7月20日

私の賞与から控除された厚生年金保険料が、年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成19年7月20日において、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件7件（別添一覧表参照）



## 別紙【厚年あっせん一覧表】

項番	漢字氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額
						平成19年7月20日
						標準賞与額
4528			女	昭和29年生		39万 1,000円
4529			女	昭和41年生		57万 4,000円
4530			女	昭和40年生		63万 4,000円
4531			女	昭和42年生		65万 9,000円
4532			女	昭和28年生		62万 9,000円
4533			男	昭和54年生		100万 円
4534			女	昭和42年生		2万 9,000円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和20年9月7日）及び資格取得日（21年1月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月7日から21年1月1日まで

私は、昭和20年4月にA社B支店に入社し、工技部工技課に配属され、機械工具の保守管理をしていたが、戦後、同社が進駐軍の賠償予定にかかることとなったため、機械工具の保全管理と財産目録の作成を命ぜられ、残務整理要員の一人として勤務した。

昭和20年9月7日から21年1月1日までの間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によれば、A社B支店において昭和20年4月10日に厚生年金保険の資格を取得し、同年9月7日に資格を喪失後、21年1月1日に同社において再度資格を取得しており、20年9月から同年12月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が申立期間におけるA社B支店での勤務状況について具体的に証言しているところ、同社において申立人と同一の課に所属していた同僚は、申立人がほかの同僚と共に同社における戦後の残務整理に就いた旨証言しているとともに、申立人が同社退職後に勤務したC社により作成された書面「職歴」には、申立人が申立期間においてA社B支店に継続して勤務していた旨の

記載があることから判断して、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、上述の申立人と共に残務整理に当たったとする同僚は、申立期間においてA社B支店に係る厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、50円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B支店を厚生年金保険の適用事業所として承継するD社は、同社に当該申立てに係る関連資料が無いことから不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険出張所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が厚生年金保険被保険者記録どおりの資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る昭和20年9月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は9万6,000円、申立期間②は12万円、申立期間③は10万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月25日  
② 平成18年12月22日  
③ 平成19年8月24日

申立期間について、私は、A社から受けた賞与から厚生年金保険料を控除されているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認で

きる保険料控除額から、申立期間①は9万6,000円、②は12万円、③は10万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続をしていなかったとして訂正の届出を行い、厚生年金保険料の納付も行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、昭和56年12月は26万円、平成元年9月は20万円、3年9月は26万円、4年9月は28万円、5年9月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月21日から平成13年3月30日まで  
私は、ねんきん定期便が届いたため、給料支払明細書を持って社会保険事務所（当時）で年金記録の確認を行ったところ、A社の標準報酬月額と総支給額に大きな違いがあることに気が付いた。納得がいかないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和56年12月、平成元年9月、3年9月、4年9月及び5年9月については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人が主張するとおり、オンライン記録より高い額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる保険料控除額（社会保険料の総額のみ記載されている期間については、健康保険料と案分した額）から、昭和56年12月は26万円、平成元年9月は20万円、3年9月は26万円、4年9月は28万円、5年9月は30万円とするこ

とが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料支給額より低い報酬月額を届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和54年8月、同年10月、同年11月、55年1月、同年2月、同年7月から56年5月まで、同年7月から同年9月まで、同年11月、57年3月から同年7月まで、同年10月から平成元年8月まで、同年10月から2年4月まで、同年6月から3年8月まで、同年10月から4年8月まで、同年10月から5年8月まで、同年10月から10年4月まで、同年6月から12年12月までについては、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額（社会保険料の総額のみ記載されている期間については、健康保険料と案分した額）又は給料支給額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

申立期間のうち、昭和50年6月から54年7月まで、同年9月、同年12月、55年3月から同年6月まで、56年6月、同年10月、57年1月、同年2月、同年8月、同年9月、平成2年5月、10年5月、13年1月及び同年2月については、申立人から給料支払明細書は提出されておらず、申立人の当該期間における保険料控除額及び給料支給額については確認できない。

また、上記のとおり、事業主は、実際の給料支給額より低い報酬月額を届け出たことを認めている上、申立期間当時のA社の事務担当者も、「事業主の指示に従って、当時、給料総支給額に見合う標準報酬月額より低い額で届出を行い、当該標準報酬月額に基づき厚生年金保険料を控除していた。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、当該期間に係る標準報酬月額と前後の期間に係る標準報酬月額は、同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和33年7月17日、資格喪失日は同年10月25日であると認められることから、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月ごろから同年11月ごろまで  
② 昭和26年11月ごろから27年7月ごろまで  
③ 昭和27年8月ごろから28年6月ごろまで  
④ 昭和33年7月ごろから同年10月ごろまで  
⑤ 昭和33年10月ごろから35年2月7日まで

私は、昭和26年4月から28年6月までB社、C事業所、D社で続けて勤務しており、33年7月から同年10月まではA社で勤務していたが厚生年金保険の被保険者の記録が無い。

また、E社の記録は昭和35年2月7日から同年4月2日までであるが、それ以前の33年10月から継続して勤務していたので、それぞれの申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、申立人のA社の所在地、主な製品等についての具体的な証言及び同僚の証言から、申立人が、同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名と同姓同名で、生年月日が一部相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和33年7月17日、資格喪失日は同年10月25日）が確認できる。

さらに、上述の同僚からは、「申立人と自分の名前がよく似ていたので、申立人と話をした記憶があり、一緒に勤務していた。申立人と同じ名前の従業員は、いなかったと思う。」と証言していることから、当該厚生年金保険被保険



者記録は、申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は昭和 33 年 7 月 17 日、資格喪失日は同年 10 月 25 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、5,000 円とすることが妥当である。

申立期間①について、申立人は、「当該期間においてB社のF支店で勤務していた。」と主張しているところ、B社が作成した記録によると、当初のG支店から移転し、昭和 31 年 2 月にF支店を拡張及び新設した旨の記述が確認できる上、G支店で勤務していたとする同僚 2 人は、「B社は、昭和 31 年ごろに支店をG支店からF支店に移転している。G支店移転前のF支店は、事業主は同一であるが別会社のH事業所であった。」と証言しており、申立人の主張と符合しない。

また、B社は、申立期間①当時の人事記録等を保管しておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が同時期にB社に入社したと記憶する中学校の同級生である同僚 3 人は、いずれも申立人と同様に、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できず、また、同社における先輩であったと記憶する同僚は、上記被保険者名簿において、申立期間①前の昭和 25 年 11 月 11 日に被保険者資格を喪失していることが確認できるが、当該 4 人の同僚と連絡が取れないことから、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、B社は、支店の設置について、上述の同社作成の記録のほかに資料等は無く、申立期間①当時、同社の別会社であるとされるH事業所（F支店）については承知していないと回答している。

なお、H事業所は、オンライン記録に適用事業所としての記録は確認できず、同社所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

申立期間②について、申立人は伯父の紹介でC事業所に入社したと主張しているが、当該伯父は、既に他界している。

また、申立人は申立期間②当時の同僚の名前を記憶しておらず、当該期間にC事業所において厚生年金保険被保険者記録の確認できる同僚と連絡が取れないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、C事業所は、申立期間②当時の人事記録等を保管しておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間③について、D社における複数の同僚に照会したところ、申立人から仕事の指導を受けたという同僚 1 人の証言から、期間は定かでないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、D社は、申立期間③当時の人事記録等を保管しておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間③を含む期間の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も無い。

申立期間⑤について、E社の複数の同僚の証言から、在籍した期間は特定できないが、申立人は、昭和34年4月には同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、前述の複数の同僚は、「入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期には差異がある。」と証言しており、オンライン記録でも、当該複数の同僚が記憶する入社時期と被保険者資格取得時期に6か月又は9か月の差異が確認できることから、E社は、必ずしも入社と同時に厚生年金保険被保険者の資格を取得させていたわけではないことがうかがわれる。

また、E社は、申立期間⑤当時の人事記録等を保管しておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人は、申立期間①、②、③及び⑤における厚生年金保険料の控除に係る記憶が曖昧である上、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、〈標準報酬月額〉(別添一覧表参照)に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から平成 3 年 9 月まで

申立期間の標準報酬月額が給料支払明細書の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額と比べて著しく低いので、当該期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 58 年 8 月、63 年 11 月、同年 12 月、平成元年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 9 月、同年 10 月、2 年 3 月から同年 6 月までの期間、同年 9 月から 3 年 2 月までの期間及び同年 6 月から同年 8 月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、当該期間においてオンライン記録より高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成元年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 7 月、同年 8 月、同年 11 月から 2 年 2 月までの期間、同年 7 月、同年 8 月、3 年 3 月から同年 5 月までの期間及び同年 9 月については、申立人から給料支払明細書は提出されていないものの、その前後の月の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額が同額(元年 11 月から 2 年 2 月までの期間についてのみ、前後の月で増額)であることから判断して、当該期間においても前後の月と同額(又は、少なくとも当該期間の前後の月のいずれか低額な方の月と同額)の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

さらに、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 12 月までの期間については、申立人から提出された源泉徴収票により、申立人は、当該期間においてオンライン記録より高額 of 標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

加えて、申立期間のうち、昭和 57 年 8 月から 58 年 7 月までの期間、同年 9 月から 59 年 12 月までの期間及び 61 年 1 月から 63 年 10 月までの期間については、申立人から給料支払明細書、源泉徴収票等は提出されていないものの、申立事業所に係るオンライン記録により厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚から提出された源泉徴収票、及び「給与の合計額及び差引支給額を記載した日記」（以下「日記」という。）により、当該同僚は、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額よりも高額 of 厚生年金保険料を控除されていたことが確認できることから判断して、申立人も、当該期間の前後の月と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給料支払明細書及び源泉徴収票、並びに同僚の源泉徴収票及び日記から確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額から、＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の給料支払明細書及び源泉徴収票、並びに同僚の源泉徴収票及び日記から確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

別紙<標準報酬月額>一覧表

申立期間		標準報酬月額
昭和57年	8月	24万円
	9月	24万円
	10月	24万円
	11月	24万円
	12月	24万円
昭和58年	1月	24万円
	2月	24万円
	3月	24万円
	4月	24万円
	5月	24万円
	6月	24万円
	7月	24万円
	8月	24万円
	9月	24万円
	10月	24万円
	11月	24万円
	12月	24万円
昭和59年	1月	26万円
	2月	26万円
	3月	26万円
	4月	26万円
	5月	26万円
	6月	26万円
	7月	26万円
	8月	26万円
	9月	26万円
	10月	26万円
	11月	26万円
	12月	26万円
昭和60年	1月	26万円
	2月	26万円
	3月	26万円
	4月	26万円
	5月	26万円
	6月	26万円
	7月	26万円
	8月	26万円
	9月	26万円
	10月	26万円
	11月	26万円
	12月	26万円
昭和61年	1月	30万円
	2月	30万円
	3月	30万円
	4月	30万円
	5月	30万円
	6月	30万円
	7月	30万円
	8月	30万円
	9月	30万円
	10月	30万円
	11月	30万円
	12月	30万円

申立期間		標準報酬月額
昭和62年	1月	34万円
	2月	34万円
	3月	34万円
	4月	34万円
	5月	34万円
	6月	34万円
	7月	34万円
	8月	34万円
	9月	34万円
	10月	34万円
	11月	34万円
	12月	34万円
昭和63年	1月	38万円
	2月	38万円
	3月	38万円
	4月	38万円
	5月	38万円
	6月	38万円
	7月	38万円
	8月	38万円
	9月	38万円
	10月	38万円
	11月	38万円
	12月	36万円
平成元年	1月	38万円
	2月	38万円
	3月	38万円
	4月	38万円
	5月	38万円
	6月	36万円
	7月	38万円
	8月	38万円
	9月	38万円
	10月	38万円
	11月	38万円
	12月	38万円
平成2年	1月	41万円
	2月	41万円
	3月	41万円
	4月	41万円
	5月	41万円
	6月	38万円
	7月	41万円
	8月	41万円
	9月	41万円
	10月	41万円
	11月	41万円
	12月	41万円
平成3年	1月	50万円
	2月	44万円
	3月	41万円
	4月	41万円
	5月	41万円
	6月	41万円
	7月	41万円
	8月	44万円
	9月	44万円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月26日

私がA事業所在職中に支給された平成16年7月の賞与について、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、記録に漏れがあるので、当該標準賞与の額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された出金伝票及び平成16年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案4541

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和61年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月30日から同年5月1日まで

私は、A社に昭和49年3月16日に入社し、同社の本社及び支店間を異動しながら、現在まで継続して勤務しているのに、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書、社員情報及び回答書、C企業年金基金から提出された回答書、D健康保険組合から提出された健康保険資格取得証明書、並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社E支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記社員情報では、昭和61年4月16日に転勤した旨記録されているが、申立人は、「仕事の都合で発令日より遅れて異動した。」と述べていること、及びA社では、厚生年金保険の資格の得喪手続を月末日で処理していた傾向がうかがえることから、申立期間については、同社B支店における資格取得日に係る記録を同年4月30日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者原票の昭和61年5月の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録におけるA社B支

店の資格取得日が企業年金基金の記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所（当時）と企業年金基金の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 61 年 5 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和50年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、12万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月31日から同年2月1日まで

昭和50年2月1日にA社からB社に異動したが、グループ会社間の異動であり、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、雇用保険の記録及び厚生年金基金の記録から判断すると、申立人は、同社及び関連会社のB社に継続して勤務（昭和50年2月1日にA社からB社に異動。）していたことが認められる。

また、上述の厚生年金基金の記録によると、申立人は、昭和50年2月1日にA社における加入員資格を喪失し、同日にB社において再加入しており、同基金の加入期間に欠落が無いことが確認できる。

さらに、上述の厚生年金基金は、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格喪失届、同資格取得届及び訂正届は、複写式の様式を使用しており、同基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所（当時）にも提出していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、昭和50年2月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人に係る厚生年金基金の昭和50年1月の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和27年8月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月22日から28年11月1日まで

私は、昭和21年5月にB社に入社して、27年8月22日に関連会社のA社に出向した。同時期に出向したのは7人から8人ぐらいだったと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の労働者名簿の写し、B社から提出された従業員名簿、昭和41年6月13日付け同社発行の勤続20年表彰状及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社及び関連会社のA社に継続して勤務し(27年8月22日にB社からA社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の昭和28年11月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りを認めていることから、事業主が昭和28年11月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成14年8月から15年3月までは20万円、同年4月から17年8月までは22万円、同年9月から20年8月までは20万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から⑦までの期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②及び③は25万円、申立期間④は27万円、申立期間⑤は27万3,000円、申立期間⑥は28万円、申立期間⑦は29万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年8月から20年8月まで  
② 平成15年6月30日  
③ 平成15年11月28日  
④ 平成16年6月28日  
⑤ 平成16年11月29日  
⑥ 平成17年6月29日  
⑦ 平成17年11月29日

ねんきん定期便における記録と、平成14年8月以降の保険料控除額に大きな隔たりがある。また、賞与の記録も無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成15年9月、16年7月及び同年8月を除く期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成15年9月、16年7月及び同年8月については、申立人から給与明細書の提出はないものの、オンライン記録の標準報酬月額は、前後の期間の標準報酬月額と同額である上、上記のとおり、前後の期間に係る給与明細書で確認できる保険料控除額も同額であることから、申立人は、当該期間においても、前後の期間と同額の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたものと推認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書で確認できる保険料控除額等から、平成14年8月から15年3月までは20万円、同年4月から17年8月までは22万円、同年9月から20年8月までは20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、申立人の給与明細書で確認できる保険料控除額等に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において確認できる保険料控除額等に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から⑦までについて、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、申立人の賞与明細書で確認できる保険料控除額から、申立期間②及び③は25万円、申立期間④は27万円、申立期間⑤は27万3,000円、申立期間⑥は28万円、申立期間⑦は29万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、申立人の賞与明細書によると、申立人の当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるにもかかわらず、オンライン記録には、当該6回の標準賞与額に係る届出の記録が無く、いずれの機会にも、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、昭和61年4月及び同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年9月から同年11月までは24万円、同年12月から62年2月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年2月まで

申立期間について、私の保管している給料支払明細書の給与支給総額と、厚生年金保険の標準報酬月額が相違しているので、調査確認の上、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和61年4月から同年7月までの期間及び同年9月から62年2月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、昭和61年4月及び同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年9月から同年11月までは24万円、同年12月から62年2月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和61年8月については、申立人は給料支払明細書を保管しておらず、事業主も賃金台帳等を保管していないため、当該月の申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できないが、健康保険の記録によると、申立人は、当該月において健康保険法に基づく傷病手当金を受給しており、当該月は、事業主から申立人に対する給与支払がなかった月であると考えられることから、申立人の当該月に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月31日から同年9月1日まで  
② 平成7年9月30日から同年10月1日まで

B社、A社共に、月末まで勤務していたにもかかわらず、末日が資格喪失日とされている。現在記録されている各喪失日の翌日が本来の喪失日となるはずなので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社から提出された従業員名簿の写しによると、申立人の同社における退職日は、平成7年9月30日と記録されている。

また、申立人は、当該期間において国民年金の被保険者となっておらず、平成7年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得している。

さらに、A社の事務担当者は、「給与の締日、支払日及び厚生年金保険料控除が当月控除であることからすると、退職月の給与から平成7年9月の保険料を控除していたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に平成7年9月30日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成7年8月のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は不明としているが、オンライン記録における資格喪失日が、厚生年金基金における資格喪失日と同日と記録されていることから、事業主が平成7年9月30日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、B社から提出された辞令簿によると、申立人の同社における退職日は、平成3年8月30日であることが確認できる上、雇用保険の記録によると、申立人の同社における離職日も、同年8月30日であることが確認できるところ、当該退職日及び離職日の翌日は、オンライン記録の資格喪失日と一致している。

また、B社において月末に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚は、「厚生年金保険の記録のとおり、月末の前日にB社を退職した。月末の前日退職というのは、保険などの関係で月末ではなく、その前日退職とするとの説明を受けた。」と証言している。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を7万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月及び同年11月

私が、A社に勤務していた期間のうち、昭和49年10月及び同年11月については、給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より、厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額が低い。調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（7万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、平成18年7月は13万4,000円、同年8月は15万円、同年9月は12万6,000円、同年10月は14万2,000円、同年11月及び同年12月は16万円、19年1月は14万2,000円、同年2月から同年4月までは16万円、同年5月は13万4,000円、同年6月は16万円、同年8月は13万4,000円、同年9月は20万円、同年10月は18万円、同年11月は17万円、同年12月は15万円、20年1月は14万2,000円、同年4月は20万円、同年5月は14万2,000円、同年6月は16万円、同年7月は15万円、同年8月は17万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月から20年8月まで

「ねんきん定期便」に記載してある納付額と、給与支給明細書に記載してある厚生年金保険料の控除額とが一致しない。

調査して、申立期間について、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成18年7月から19年6月までの期間、同年8月から20年1月までの期間及び同年4月から同年8月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、当該期間においてオンライン記録より高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、こ

これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成18年7月は13万4,000円、同年8月は15万円、同年9月は12万6,000円、同年10月は14万2,000円、同年11月及び同年12月は16万円、19年1月は14万2,000円、同年2月から同年4月までは16万円、同年5月は13万4,000円、同年6月は16万円、同年8月は13万4,000円、同年9月は20万円、同年10月は18万円、同年11月は17万円、同年12月は15万円、20年1月は14万2,000円、同年4月は20万円、同年5月は14万2,000円、同年6月は16万円、同年7月は15万円、同年8月は17万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間について、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年7月、20年2月及び同年3月については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、申立人が、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

私の平成16年12月10日の賞与について、会社が、社会保険事務所（当時）に行う賞与支払届の提出を漏らした。賞与明細一覧表から保険料控除が確認できるので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年12月の賞与明細一覧表により、申立人は、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る標準賞与額について届け出ていなかったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の、平成22年6月18日に訂正届を提出していることから、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年12月1日から12年4月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（15万円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月から12年3月まで

ねんきん定期便によれば、平成9年7月から11年11月までの標準報酬月額は15万円、同年12月から12年3月までの標準報酬月額は9万8,000円となっている。

しかし、私が、A社に勤務した期間の給与は、24万円から35万円ぐらいであった。

また、ねんきん定期便によれば、平成11年12月から12年3月までの納付額は8,501円となっているが、給料明細書では、厚生年金保険料が1万3,012円控除されている。申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成11年12月から12年1月までの期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、15万円と記録されていたところ、同年2月10日付けで、11年12月1日まで遡及<sup>そきゅう</sup>して9万8,000円に減額訂正され、申立人の資格喪失日である12年4月1日まで継続していることが確認できる。

また、申立人と同様に、A社の同僚21人の標準報酬月額も、平成12年2月10日付けで、遡及<sup>そきゅう</sup>して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された給料明細書及びA社から提出された給料一覧表により、申立人は、申立期間のうち、平成11年12月から12年3月までの

期間において減額訂正前の標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

加えて、A社に係る滞納処分票によると、同社は、平成11年度から厚生年金保険料を滞納しており、さかのぼって申立人の標準報酬月額の減額訂正が行われた平成12年2月10日の前後にも、事業主の妻が社会保険事務所から保険料の滞納解消について指示を受けていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成12年2月10日付けで行われた<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理は事実<sup>そきゅう</sup>に即したものと考<sup>そきゅう</sup>え難く、申立人の標準報酬月額を11年12月1日まで遡及して減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間のうち、同年12月から12年3月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成9年7月から11年11月までの期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初から15万円と記録されており、当該記録は、通常の定時決定手続きに基づき同社から社会保険事務所に届け出られたものであることが確認できる。

また、申立人から提出された給料明細書により、当該期間における給与の支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えるものの、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（15万円）と一致していることが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、平成9年7月から11年11月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、大学時代、A市で暮らしていたが、B市の父親が保険料を負担してくれることとなり、この時期は父親が海外単身赴任中のため、家にいた祖母が加入手続きを行い、納付してくれていた。私には兄がいるが、兄の大学時代は国民年金に強制で入らなくてもよかったが、私の大学時代には、加入しなくてはならなくなった。当時、父親は「なぜ、学生なのに加入しなくてはならないのか。」と言っていたことを覚えており、その後、私が国民年金に加入することになった記憶があると父親から聞いている。祖母は既に亡くなっているが、祖母が私の国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間について、納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする祖母は、既に亡くなっていることから、加入手続き及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、父親が申立期間の国民年金保険料を負担し、父親の指示を受けた祖母が申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったと主張しているところ、父親は、平成3年4月から学生も強制加入になったことについて、「学生自身が国民年金保険料を払わなくてはいけないというのは馬鹿な話だ。」と当時話していたこと、及び祖母に申立人の国民年金保険料を納付しておくように言った覚えはあるものの、実際に祖母が申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行っていたかまでの覚えは無いとしている上、申立人の国民年金保険料を負担した覚えも無いとしている。

さらに、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄

のいずれにおいても、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得したのは、平成5年9月21日とされていることから、申立期間は国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、父親又は祖母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から平成3年3月まで

母親に20歳から国民年金保険料を納めなければいけないと強く言われ、母親に保険料の納付について相談したり、保険料を出してもらっていた。A市では私又は母親が、B市では私がそれぞれ郵便局で保険料を納めており、保険料は1か月1万円前後だったと思う。

また、納め忘れていた期間の保険料を将来満額で支給されるように、C郵便局で納めた記憶もあるので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親に20歳（昭和63年\*月）から保険料を納めなければいけないと言われ、保険料を納付したとしているが、申立期間の国民年金加入手続を行った時期及び場所についての記憶は無いことから、同手続に関する具体的状況は不明であり、母親も申立人の国民年金加入手続等に係る記憶は明確ではないとしている。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年4月ごろにB市で払い出されたと推認され、これ以外に申立人に対して別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、申立期間のうち、申立人が大学生であり、さかのぼって被保険者資格を取得することができない任意加入対象期間であった元年4月から3年3月までの期間を除く、昭和63年8月から平成元年3月までの期間についてさかのぼって被保険者期間とする処理が行われたとみられる。この資格取得に係る記録は申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合しており、これらのことから、申立人は同年4月から3年3月までの期間は

国民年金に未加入であり、昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月までの期間についても申立期間当時は未加入であったこととなり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、さかのぼって被保険者資格を取得した昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月までの期間については、上記オンライン記録の入力処理が行われたのは 3 年 6 月であるとみられ、この時点を基準とすると、既に時効が成立していることから、過年度納付することもできなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から57年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から57年11月まで

両親が国民年金及び国民健康保険に加入していたので、勤め先を退職したのをきっかけに、父親が私の国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、国民年金保険料も両親の分と一緒に納めてくれていたと思う。

申立期間の保険料を納付したことが分かる資料は無いが、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親からの聴取はできないことから、加入手続及び保険料納付に関する状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、平成5年9月であり、これ以外に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、国民年金被保険者資格取得日はA市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年8月26日とされていることから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、「両親が国民年金及び国民健康保険に加入していたので、私が会社を退職した際、父親が私についてもこれらの加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと思う。」としているところ、オンライン記録及びA市の記録によると、申立期間当時、両親が国民年金及び国民健康保険に加入していたことは確認できるものの、申立人がこれらに加入していた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月から平成3年3月まで

私が20歳になったところに、母親がA市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、送付されてきた納付書により国民年金保険料を金融機関で納付していた。その当時、私は学生で母親から保険料を納付していたことを聞いていた。母親が納付してくれていたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続きに直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、A市役所で申立人の加入手続きを行い、手続き後に交付される年金手帳については、後日、送付されてきたほか、申立期間の国民年金保険料も同様に送付されてきた納付書により金融機関で納付したとしているが、i) 同市では、年金手帳は加入手続き時に窓口で交付していたとしていること、ii) 母親は、申立期間の保険料の納付周期及び納付金額は覚えていないとしていることから、母親の申立人に係る加入手続き時の状況及び申立期間の保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、A市においても申立人に係る資格記録は存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できないことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であったものとみられ、母親が当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿

等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から61年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月から61年4月まで

母親が、学生だった私が20歳になった昭和58年\*月ごろに私の国民年金の加入手続をしてくれた。加入後の国民年金保険料も母親が両親の分と一緒に自宅近くの銀行で納付してくれていた。申立期間について、納付を証明するものは無いが、納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親から聴取したところ、加入手続時期、加入手続場所、加入手続後に交付される年金手帳の受領及び申立期間の保険料納付時期については覚えていないが、加入手続後、保険料を毎月、銀行で納付したことは覚えているとしているものの、A市では、申立期間当時、保険料の徴収は3か月ごとであったとしていることから、母親の申立人に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において資格取得日を平成元年8月6日（19年10月19日に厚生年金保険被保険者期間があることが判明したため、2年7月1日に訂正されている。）として元年8月に払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。このことは、同市の国民年金保険料検認状況一覧票及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する上、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月を除く期間については学生であったとしていることから、当該期間は任意加入対象者とな

り、制度上、加入手続時点からさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、当該期間は国民年金に未加入となり、母親は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 愛知国民年金 事案 2550 (事案 1281 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの期間及び平成4年9月から9年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年3月まで  
② 平成4年9月から9年8月まで

申立期間①及び②当時、国民年金保険料を納付する資力は十分にあった。保険料をいつ、いくら、どのように納付したかは記憶に無いが、国を信用しと言われるとおりに納付してきた。申立期間①については、前後が納付済みとなっており、このような未納は不自然である。申立期間②については、私が60歳から任意加入し、65歳まで保険料を納付してきたことを見習って妻も任意加入した経緯があり、その妻は、60歳から任意加入し、65歳到達前までの加入期間に未納は無い。申立期間の保険料納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付状況についての記憶は無いとしており、加入及び保険料納付状況の詳細は不明であること、また、申立期間①については、i) 昭和50年12月に特例納付及び過年度納付を併用して41年4月から49年3月までの保険料を納付しており、この時点で申立人は43歳であることから、60歳到達時までに受給権確保に必要な月数のみを納付したものと考えられること、ii) 一緒に納付したとする妻も当該期間は未納となっており、申立人と同様に受給権確保に必要な月数を考慮した上で特例納付及び過年度納付を行ったものと考えられること、さらに、申立期間②については、申立人は高齢任意加入被保険者であった旨の主張であるが、申立人は、加入手続及び保険料納付に係る記憶が無いとしているため詳細が不明である上、加入及び納付をうかがわせる周辺事情が見受けられないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月

25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、申立期間当時の十分な資力を示す関連資料として登記簿謄本等の写しを提出しているが、これら資料は、申立期間の保険料を納付したことまでをうかがわせるものとは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 2551 (事案 1282 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの期間及び49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から47年3月まで  
② 昭和49年4月から50年3月まで

当時は資力が十分にあつて、国民年金制度創設時の昭和36年4月に夫と共に国民年金に加入し、夫が国民年金保険料を納付していたと記憶しているので、同年4月から47年3月まで未納とされているのは納付できない。また、49年4月から50年3月までの保険料も夫が納付していたので、納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする夫は加入及び保険料納付についての記憶は無く、加入及び保険料納付状況の詳細は不明であること、また、申立期間①については、昭和36年4月に夫婦共に国民年金に加入したとしているが、i) オンライン記録では、同年4月当時、夫は厚生年金保険被保険者であり、その夫も当時において厚生年金保険被保険者であった旨を認めていることから、その主張は合理的ではないこと、ii) 聴取において、夫は、申立期間①の保険料を45年の特例納付で約10万円をA市B区役所で納付したとしているが、同市では特例納付保険料を収納しておらず、同年当時、申立人夫婦はC町に在住していた上、実際の当該保険料額(4万9,950円)と大きく乖離<sup>かいり</sup>していることから、その主張は合理性に欠けていること、さらに、申立期間②については、50年12月に47年4月から49年3月までの保険料について特例納付及び過年度納付を行っているが、i) 当時、申立人は37歳で

あることから、60歳到達時まで受給権確保に必要な月数のみを納付したものと考えられ、当該期間の保険料を納付しなかったとしても不自然ではないこと、ii)一緒に納付したとする夫も未納となっており、申立人と同様に受給権確保に必要な月数を考慮した上で特例納付及び過年度納付を行ったものと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、申立期間当時の十分な資力を示す関連資料として簡易保険契約関係書類等の写しを提出しているが、これら資料は、申立期間の保険料を納付したことまでをうかがわせるものとは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月

私たち夫婦は、婚姻(平成元年10月)後に妻の両親と養子縁組したため、5年4月\*日に妻がA町役場で氏の変更手続を行うとともに、年金担当窓口で私の国民年金加入手続と夫婦の氏の変更手続も行った。その際、夫婦の未納を指摘され、妻が申立期間の保険料を夫婦二人分納付した。いくら納付したか記憶に無いが、領収書を受け取った。今は領収書も無く納付を証明するものは無いが、申立期間について、妻は納付済みとされているのに、私だけが未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする妻は、申立人に係る加入手続時の状況についての記憶が無い上、保険料納付についても納付書が送付されてきて、A町役場で納付したことは覚えているが、納付金額やそれが一人分であったか二人分であったかは覚えていないとしていることから、妻の申立人に係る申立期間の加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和64年1月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、同日に国民年金被保険者資格を喪失したとされており、その後、申立人が国民年金に加入したことをうかがわせる形跡は見当たらず、A町においても、申立人の国民年金の加入及び納付記録は存在しないとしていることから、申立人が申立期間において国民年金に加入していた事実を確認することはできない。

さらに、申立人は、妻が平成5年4月にA町役場で申立人の加入手続と併せ

て夫婦の氏の変更手続も一緒に行ったとしているところ、夫婦が所持する年金手帳の記載内容を見ると、妻は、申立人が主張するとおり、同年4月\*日に同町において氏の変更が行われているほか、同年4月1日に第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更が行われており、同年5月1日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴う第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更も行われている。このことは、オンライン記録及び同町が保管する妻の国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合する。しかしながら、申立人については、変更後の氏名欄には、変更手続が同年6月に行われたことが記され、申立人が同年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した事業所を管轄するB社会保険事務所（当時）のゴム印が押されている上、国民年金の記録（1）欄には前述のオンライン記録と同様、昭和64年1月6日に国民年金被保険者資格を喪失後、再び国民年金に加入した記載は見当たらない。このため、申立期間は、国民年金に未加入となることから、妻が当該期間の保険料を自身の分と一緒に納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から61年3月まで

昭和59年3月、夫が国民年金から厚生年金保険に切り替えた後も自分は国民年金の加入をやめた覚えは無く、61年4月に第3号被保険者になるまで保険料を納付書によって毎月、郵便局で納付し続けていたと思う。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年3月、夫が国民年金から厚生年金保険に切り替えた後も自分は国民年金の加入をやめた覚えは無く、61年4月に第3号被保険者になるまで保険料を納付書によって毎月、郵便局で納付し続けていたと思うところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は58年5月17日にA市B区で払い出され、強制加入者として同年4月1日に資格を取得し、59年3月21日に資格を喪失している。この資格喪失後、63年11月30日に、さかのぼって61年4月1日に第3号被保険者資格を取得したとする事務処理が行われていることが確認できることから、申立期間は、国民年金に未加入となり、申立人が申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

また、還付記録を見ると、申立人の昭和59年3月の国民年金保険料は資格喪失を還付事由として同年5月25日に還付されていることが確認できる。このことは、A市の検認状況一覧票と一致する。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から52年3月まで

私は、昭和52年5月ごろ、A町役場で国民年金の加入手続を行った。手続後、同町役場から申立期間の保険料が未納であることの通知が届いたので、未納分すべてを同町役場の窓口で納付した。一括納付するには、金額が大きかったので何か月間か貯蓄して納付したことは鮮明に記憶している。納付した時、領収書を受け取ったが、紛失してしまい、納付を証明するものは無いが、納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年の秋ごろに申立期間の保険料をまとめてA町役場で納付したとしているところ、申立人は、申立期間の保険料納付時期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間の保険料納付に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によれば、申立人は、昭和48年4月30日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、国民年金被保険者資格を喪失したこととされ、50年7月29日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、再び任意加入被保険者として国民年金被保険者資格を取得したのは52年4月1日とされている。このことはA町の国民年金被保険者名簿の資格欄の取得年月日、種別、喪失年月日の記載内容とも符合する。このため、この資格取得日である同年4月1日を基準とすると、夫は申立期間を通じて厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間は任意加入の対象となる期間であり、制度上、当該期間をさかのぼって被保険者資格を取得することはできない。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、当該期



間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から59年2月までの期間及び同年6月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年3月から59年2月まで  
② 昭和59年6月から60年3月まで

昭和60年ごろ、社会保険事務所(当時)から20歳からの未納分の国民年金保険料の納付書が送られてきた。社会保険事務所に確認したところ、期限・期日が過ぎてもいいので必ず納付するように言われたので、その年に未納分の保険料を2回か3回に分けて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続時期、加入手続場所及び加入手続後の年金手帳の受領時期についての記憶は明確ではなく、申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付周期及び納付金額も覚えていないとしており、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年3月10日にA市で払い出されており、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日をさかのぼって60年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市が保管する「資格記録情報」及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人は、未納分の保険料をその年に2回か3回で納付したとしているところ、オンライン記録によると、昭和61年度の保険料が昭和63年6月7日に過年度納付され、62年度の保険料が63年4月22日に現年度納付されていることが確認できることから、申立人が納付したと記憶している保険料は、これら期間の保険料であった可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4548

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月24日から34年12月31日まで  
平成22年5月に初めて、A社で働いていた期間について脱退手当金を受給したことになることを知った。同社を退職する時、退職金はもらっていないし、脱退手当金の話も無かった。脱退手当金の受給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和35年4月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4552

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月ごろから27年10月8日まで  
私は、昭和26年2月ごろA社に入社し、27年11月まで継続勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のA社の所在地、仕事内容、同僚の名前等について具体的に記憶していることから、勤務を開始した時期は特定できないものの、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人がA社で一緒に勤務していたと記憶している同僚は、「昭和23年12月ごろA社に入社した。」と証言しているものの、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社の厚生年金保険の被保険者資格を申立人と同日の昭和27年10月8日に取得していることが確認できることから、当時、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかった状況がうかがわれる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険手帳記号番号払出簿によれば、申立人の資格取得日は、昭和27年10月8日であり、健康保険厚生年金保険被保険者名簿と同一日であることが確認できる。

さらに、A社は、申立期間当時の人事記録及び給与関係の書類は保存していないことから、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から29年3月31日まで

私は、A社に昭和28年3月20日ごろ入社し、しばらく研修を受けてから、事務的な仕事やセールスなどをしていました。しかし、翌年、私は進学を決意し、4月から学校に入学しているので、同社には3月30日まで勤務した。勤務したことに間違いがないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で勤務していたと主張しているものの、当時の同僚及び上司の名前を記憶しておらず、申立期間に同社の厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に聴取しても、申立人の同社における勤務実態をうかがわせる証言は得られない。

また、A社は昭和49年12月\*日に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月 6 日から同年 4 月 1 日まで  
私は、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格は、昭和 55 年 2 月 6 日に一度喪失して同年 4 月 1 日に再取得したこととされているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間においてA社で継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は、昭和 55 年 2 月 6 日にいったん被保険者資格を喪失し、同年 4 月 1 日に再度同資格を取得していることが確認できる。

また、A社が保管する申立人に係る賃金台帳によると、申立人は、昭和 55 年 2 月分及び同年 3 月分の厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、A社が保管する申立人に係る昭和 55 年の出勤簿によると、「2 月 6 日より退職」、「3 月 1 日より再就職」と記載されている。

加えて、申立期間当時、A社における厚生年金保険の被保険者記録を有する複数の同僚から聴取したが、いずれも申立人が申立期間において同社で継続して勤務していたかどうかについては記憶が無いとしており、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4555

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月26日から52年9月1日まで

私は、A社に昭和45年7月から52年8月まで勤務していた。しかし、年金記録では、同社の厚生年金保険の資格喪失日が、50年6月26日とされているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び複数の同僚の証言から判断すると、期間を特定できないものの、申立人が昭和50年6月26日以降の期間も同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人のA社に係る離職日は、昭和50年6月25日とされており、当該離職日の翌日は、オンライン記録の資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、A社において昭和50年6月26日に資格喪失した後、同年7月1日付けで健康保険被保険者証を返納した旨記録されていることが確認できる。

さらに、A社は、「申立期間の社会保険事務を取り扱っていた当時の事業主は、既に死亡しており、人事及び給与等の書類は残っていないが、当時の社会保険の加入は、当時の事業主が一存で決めていた。」と回答しているところ、申立人が、申立期間当時一緒に勤務していたと記憶する申立人の弟については、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、同社では、被保険者資格の取得について、社員ごとに異なる取扱いが行われていた可能性がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月ごろから22年10月ごろまで  
② 昭和22年10月ごろから23年11月ごろまで

私は、A社に昭和20年10月ごろから22年10月ごろまで勤務し、同僚の名前も記憶している。また、B社C支店には同年10月ごろから23年11月ごろまで勤務していた。どちらも厚生年金保険被保険者の記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶するA社の業務内容は、当該期間に同社における厚生年金保険被保険者の記録が確認できる複数の同僚の証言内容と符合していることから、時期は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所名簿によると、A社は、昭和21年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、同日前の期間において適用事業所であった記録が無い。

また、A社は、昭和25年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先は分からないことから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人がA社に同時期に入社したと記憶する申立人の姉を含む同僚4人のうち、1人は、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認できない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和21年10月1日以降に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人は、B社C支店で「守衛事務」として勤務し、主に電話当番をしたとしているが、当該期間に同支店で勤務したとする複数の同僚は、申立人を記憶していないと証言している。

また、オンライン記録では、B社C支店が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、B社C支店を管轄した同社D支店は、現在は同社E支店に継承されているが、当該支店は、「昭和34年の風水害で資料が消失したため、申立人の在籍及び厚生年金保険に関する資料は残っていない。」と回答しており、同社C支店における申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月ごろから 40 年 6 月ごろまで  
私は、昭和 38 年 4 月ごろに A 社に入社し、40 年 6 月ごろまで勤務した。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的かつ詳細な証言内容から判断して、申立人は、期間は定かでないが、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、商業登記簿上は現存しているA社及び事業主（所在地及び住所が同一）に文書照会しても、「あて所に尋ねあたりません」と返送される上、いずれも電話番号の届出が無いため、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が名前を記憶している同僚4人のうち、3人は、連絡先が不明又は照会しても回答が得られない上、残る1人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できない。

さらに、申立人にはA社における雇用保険の記録も確認できない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 56 年 4 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで  
④ 昭和 58 年 8 月 31 日から 60 年 4 月 1 日まで

申立期間①について、A社で勤務しており、入社当初はB支店に所属し、給料から保険料を控除されていた。同支店には正社員が3人、そのほかに7人の計10人ほどいた。同社はC社の子会社である。

申立期間②について、A社からD社に移籍し、貿易業務に従事した。給料から保険料を控除されていた。同社には正社員が3人いた。同社もC社の子会社である。

申立期間③及び④について、D社からC社に移籍し、現場及び営業の仕事をしていた。給料から保険料を控除されていた。正社員が10人ほどいた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたと主張するA社は、昭和44年3月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社の元事業主は、既に死亡している上、申立人が名前を挙げた同僚二人は、人物を特定できないため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人には当該期間における雇用保険の記録も確認できない。

加えて、申立人の父の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、当該期間のうち、昭和51年4月1日から54年3月9日までの期間におい

て父の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

申立期間②について、申立人が勤務していたと主張するD社は、昭和50年1月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、D社は、管轄法務局に法人登記に係る記録は見当たらず、元事業主は特定できない上、申立人が名前を挙げた同僚二人は、人物を特定できないため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人には当該期間における雇用保険の記録も確認できない。

申立期間③について、申立人が名前を挙げた同僚のうち一人及びC社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚のうち一人が、「申立人はC社に勤務していた。」と証言しているものの、その勤務していた時期に係る証言が得られない。

また、申立人が名前を挙げた同僚のうち4人は、C社における厚生年金保険被保険者記録が確認できないため、当該期間当時の同社では、必ずしもすべての従業員について、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

さらに、C社は、昭和58年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は、既に死亡しており、申立人が名前を挙げた上記の同僚4人は、人物を特定できないため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、申立人には当該期間における雇用保険の記録も確認できない。

申立期間④について、C社は、昭和58年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚のうち一人は、「C社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなった時に、実質、解散した。」と証言している。

さらに、上記のとおり、C社の元事業主は、既に死亡している上、申立人が名前を挙げた同僚4人は、人物を特定できないため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、申立人には当該期間における雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成3年12月まで

私は、昭和63年4月にA社に入社し、平成3年12月まで同社B支店で勤務した。年金記録を確認したところ、同社の全勤務期間の標準報酬月額が、私が保管している給与明細書に記載されている保険料控除額に見合う額と相違していることが分かった。申立期間の標準報酬月額を保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店に勤務していた申立期間について、「給与から控除されていた厚生年金保険料額が標準報酬月額に対応する金額と相違している。」と申し立てているところ、同社同支店は、C厚生年金基金に加入しており、申立人から提出された給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料に、当該基金の加入員に係る掛金を加算した額と一致している。

また、A社B支店は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、C厚生年金基金も、既に解散している上、申立期間当時の事業主とも連絡が取れない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、申立人の標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から45年12月8日まで

私は、昭和36年4月1日から45年12月7日までA事業所で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。厚生年金保険料が控除されていたことを証明する資料は無いが、勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月11日から45年11月6日までA事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所は、昭和42年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、36年4月1日から42年4月1日までの期間について適用事業所であった記録は確認できない。

また、当時の同僚は、「A事業所が適用事業所になった時、20人程度の従業員がいたが、厚生年金保険は、事業主の身内や意にかなった者のみ被保険者資格を取得させていたので、適用と同時に資格取得をした者は5人から8人程度だった。」と証言しているところ、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、新規適用時に被保険者資格を取得した者は5人のみであることが確認できるとともに、別の同僚が氏名を記憶している同僚4人のうち、3人については、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できないことから、申立期間当時の同事業所では、すべての従業員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所は、昭和61年9月3日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も、既に死亡しているため、当時の同事業所に

おける厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

加えて、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、新規適用日から昭和47年6月1日までの期間に申立人の名前は無く、被保険者整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案4561（事案1333の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から53年7月まで

私は、申立期間についてA社での標準報酬月額が相違しているため、年金記録に係る確認申立てをしたが、平成21年6月10日付けで、申立期間については年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、厚生年金保険料を控除されていたことを証明する資料は無いが、申立期間について、A社には、給与の最低保証月額20万円と説明を受けて入社し、それ以上の給与を受け取っていたのに、厚生年金保険の標準報酬月額が著しく低くなっているため、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、「A社の入社面接の際に、給与は最低保証月額20万円と説明を受け、その条件のもとで入社した。」と主張しているが、i) A社は、「新任乗務員に対する賃金補償の期間は、最長でも6か月であり、申立期間のように長期にわたり補償する制度ではなく、しかも、賃金補償制度の施行は平成7年5月21日からであり、申立期間当時は、給与の最低保証をするような制度は無かった。」と回答していること、ii) 申立人が最低保証額であったと主張している20万円は、厚生年金保険の標準報酬月額としては、昭和48年11月から51年7月までの期間に係る最高等級であり、当時の給与の最低保証額としては不自然であること、iii) オンライン記録によると、申立人と同月に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得した19人の標準報酬月額は、全員が申立人と同じ6万円であることが確認できること、iv) 申立人の同僚が保管している申立期間当時の源泉徴収票によると、給与支給総額及び社会保険料控除額から推認される標準報酬月額は、オンライン記録に記

録されている当該同僚の標準報酬月額とおおむね符合していることなどの理由から、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われている。

これに対し、申立人は、A社から受けた「準社員に任ずる。月俸給6万8,000円支給する。」と記された昭和49年8月11日付け辞令、及び平成2年12月10日付け組合員住所録を提出して再度申し立てているが、当該辞令及び住所録では、申立期間における申立人の給与額及び保険料控除額について確認できない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から63年9月まで

私は、申立期間について、病気療養中のため、ほとんど出勤していなかったが、毎年給与は昇給しており、約10年もの間、標準報酬月額が変わらないというのはおかしいので、調査して、申立期間についての標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和60年1月から63年9月までの期間については、A社から提出された申立人の給与支払明細書の写しによると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（22万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（22万円）と一致していることが確認できる。

申立期間のうち、昭和52年10月から59年12月までの期間については、申立人は、「申立期間は、病気療養中でほとんど出勤していなかった。」と述べているところ、A社から提出された申立人の人事記録によると、申立人は、当該期間のうち、53年3月22日から56年5月5日までの期間において労働者災害補償保険法に基づく休業補償給付を受給しており、当該給付を受給していた期間以外の期間についても、ほかの同僚の出勤状況に比して欠勤が多いことが確認できる。

また、A社は、「申立人は、申立期間については、休業により給与の支給及び出勤日数についての実績が無いため、毎年、社会保険事務所（当時）に算定基礎届において申立人の取扱いを相談し、「保険者算定（厚生年金保険法第24条）」により、休業前の標準報酬月額（22万円）を継続していた。」と具体的に回答しているところ、当該標準報酬月額（22万円）は、オンライン記録の申立

人の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月から37年5月まで

私が、A事業所に勤務している間、毎年昇給していた。退職する時は、2万4,000円ほどの給与であったにもかかわらず、申立期間については標準報酬月額が一定である。調査して、申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間については、毎年昇給し、退職する時の報酬月額は、2万4,000円であった。」と主張している。

しかし、A事業所は、「申立期間当時に関する関連資料は無いことから、厚生年金保険料の控除については不明。」と回答している上、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は、既に他界しているため、申立人の申立期間の給与額及び保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録によれば、申立期間にA事業所の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の標準報酬月額は、申立期間において申立人とおおよそ同額である上、標準報酬月額が資格取得から資格喪失まで変わらない同僚も見られ、当該複数の同僚の記録に比べて、申立人の記録だけが低額であったという事情は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 56 年 9 月まで

私は、昭和 56 年 10 月 21 日に A 社から関連会社である B 社に転籍した。転籍前後の給与は同額であったはずであるので、申立期間の A 社における標準報酬月額が転籍後の B 社における標準報酬月額より低いのはおかしい。同期入社と同僚と比べても、自分の標準報酬月額が低いことに納得できないので、調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている資格喪失時（昭和 56 年 10 月）の標準報酬月額が 30 万円であるので、申立期間の標準報酬月額も 30 万円のはずである。同期入社と同僚と比較しても、自分の標準報酬月額が低いのは納得できない。」と申し立てている。

しかし、A 社が加入する C 健康保険組合から提出された申立人の健康保険被保険者記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和 56 年 10 月 1 日の定時決定で 30 万円となったものであり、同年 9 月までは 28 万円であったことが確認できる。

また、申立人が自分より高いとしている同僚の標準報酬月額は、オンライン記録によると、申立人より 2 か月前の昭和 56 年 8 月 1 日に 34 万円に改定されているものの、それ以前の期間においては、申立人と同額の 28 万円であることが確認できる。

さらに、A 社の業務グループ担当者は、「申立期間当時における賃金台帳等の資料は残存しておらず不明である。」と回答している。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 26 日から 36 年 12 月 24 日まで

私は、A社B支店における勤務期間に係る脱退手当金を受給したこととされているが、脱退手当金をもらった覚えは無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前2ページ及び後2ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年12月24日の前後おおむね2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者62人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、51人について支給記録が確認でき、うち31人が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされており、かつ、同僚の中に、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同日、又は近い日である場合には脱退手当金支給決定日が同日の者が多数認められるほか、複数の同僚が、脱退手当金の請求手続は事業所が代行してくれたと証言しているとともに、同社も脱退手当金の代理請求を行っていたと回答していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4566（事案2648の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 7 月 5 日まで  
② 昭和 29 年 8 月 3 日から 34 年 5 月 3 日まで

前回の申立てについて、平成 22 年 3 月 25 日付けで脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとの通知を受けたが、納得できない。

私は、脱退手当金を受け取っておらず、当時の写真及び事情を知ると思われる者の名前を新たに証拠として提出するので、再調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当該期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 3 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 5 月 3 日の前後 1 年以内に資格喪失した 19 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、14 人について支給記録が確認でき、とりわけ、申立人が資格喪失した同年中に資格喪失し、当該資格喪失時において脱退手当金の受給資格を有していた 5 人については、全員に支給記録が確認できるとともに、いずれも資格喪失日から約 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、元事務担当者が「昭和 30 年から 50 年当時、ほとんどの女性職員は退職時に脱退手当金を受給しており、請求手続は会社が代行していた。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 34 年 7 月 17 日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には同年 6 月 8 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録され



ているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうことなどから、委員会の決定に基づき、平成22年3月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成22年3月25日付けの通知内容に納得できず、脱退手当金は受け取っていないとして再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い中で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、同僚に係る脱退手当金の当時の支給状況及び元事務担当者の証言から申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられること、資格喪失日から約2か月後に支給決定されていること、厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金の算定のために標準報酬月額等を裁定庁に回答した記録が確認できること、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いことなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る最終事業所の同僚との写真及び当該事業所に勤務があったとする者の名前を新たな証拠として提出したが、当該物件等が、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 4567 (事案 441 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 21 日から 38 年 9 月 26 日まで

申立期間について脱退手当金が支給されている旨の回答をもらったが、受給した記憶が無いので、被保険者として認めてほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成 20 年 10 月 20 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

新たな証拠等はないが、前回の第三者委員会の結論には納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 12 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、申立人が勤務していた事業所で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後 2 年以内に資格喪失した女性 8 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、8 人全員が支給決定されている上、うち 7 人について資格喪失日の約 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられることに加え、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 20 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料等はないが、絶対に受け取っていない。」

と主張しているが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあつせんに当たっての基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の資格喪失時の前後2年以内に申立人が勤務していた事業所で資格喪失した者8人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、8人全員に支給記録が確認でき、そのうち7人が資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていること、申立人についても資格喪失の日から約3か月後に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。